

労働者を遠隔地から調達する場合の設計変更に係る特記仕様書

第1条 本工事は、「共通仮設費（率分）に含まれる営繕費」及び「現場管理費に含まれる労務管理費」のうち、以下に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、積算基準書の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更するものである。

営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

（宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る。）

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

第2条 受注者から協議があった場合、発注者は共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象費の割合を提示するものとする。

第3条 受注者は、前条で示された割合を参考にして実績変更対象費に係る費用の内訳を記載した実施計画書（様式1）を作成し、主任監督員に提出するものとする。

第4条 最終設計変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合は、変更実施計画書（様式2）及び実績変更対象費に実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。）を主任監督員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。

第5条 受注者の責めに帰すべき事由（工程遅延による費用の増等）による増加費用については、設計変更の対象とならない。

第6条 実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、発注者の積算金額と受注者が実際に要した金額（証明書類の提出があった金額の合計）を用いて、実績変更対象費に積上加算する費用（以下「実績変更対象費（積上加算額）」という。）を算出し、実績変更対象費（積上加算額）を加えた共通仮設費及び現場管理費を算出する。なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって金額の変更を行うものとする。

なお、実績変更対象費（積上加算額）がマイナスとなった場合、実績変更は行わないこととする。

第7条 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。

第8条 疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。